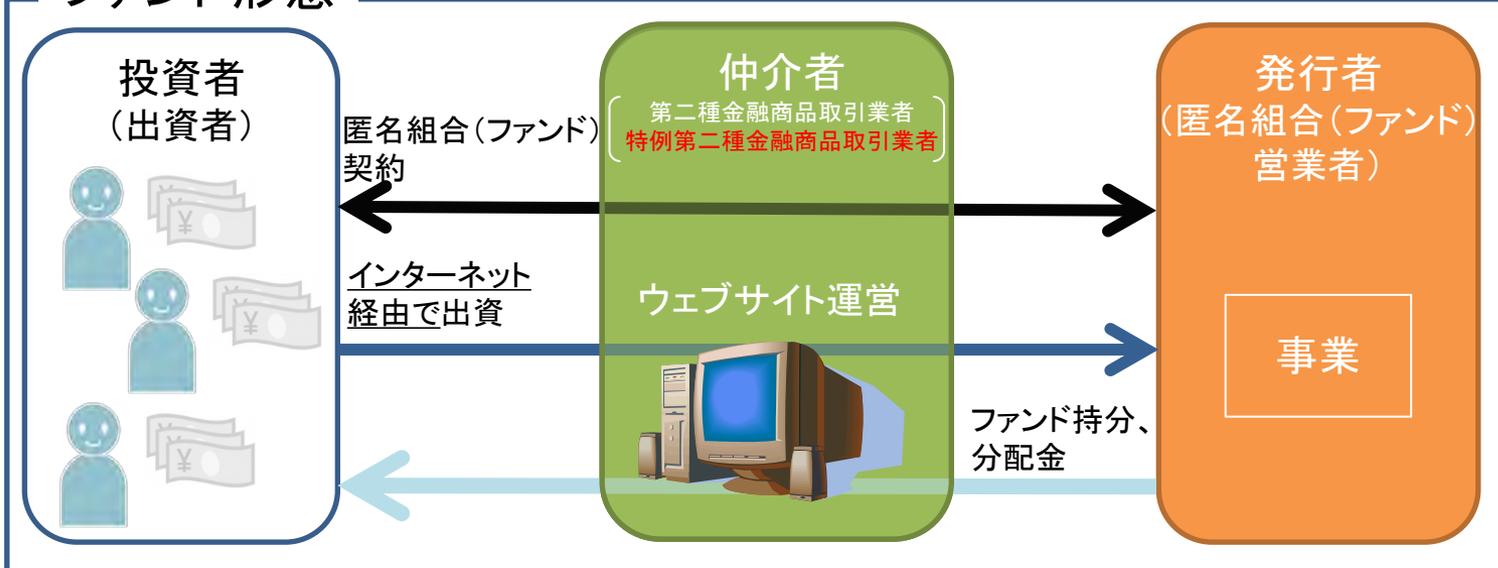


投資型クラウドファンディング

ファンド形態



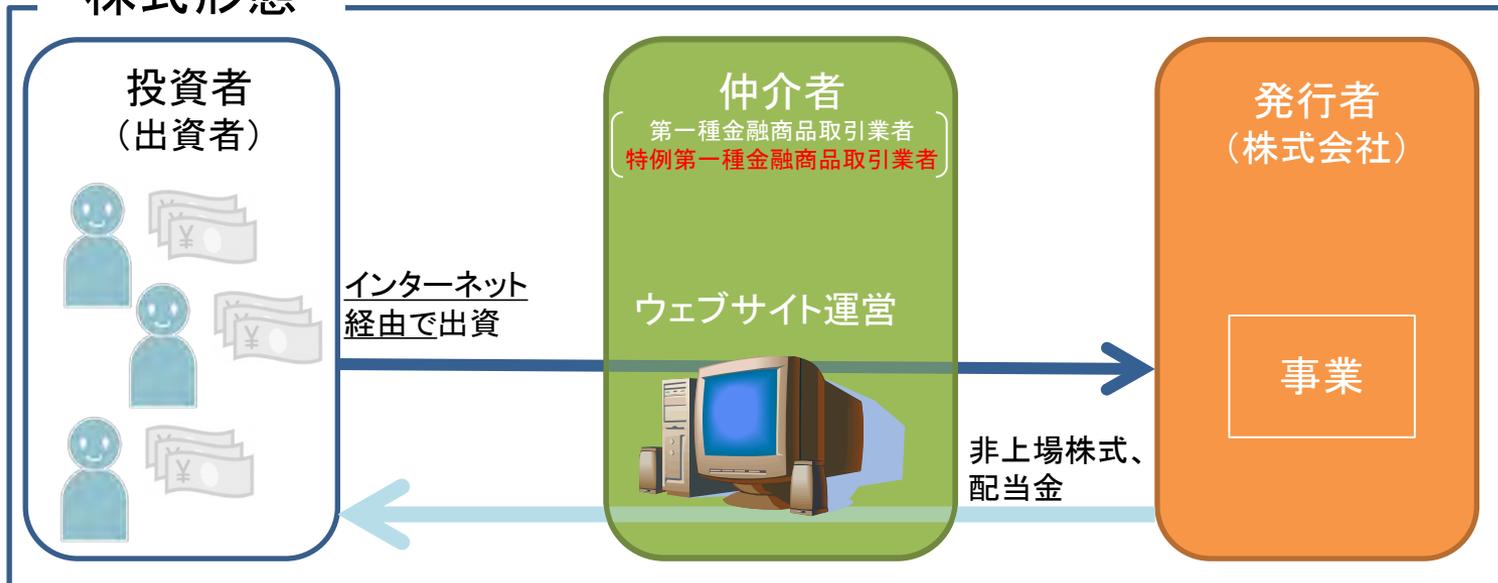
ファンド形態については、現行の金融商品取引法の下において、第二種金融商品取引業者による募集又は私募の取扱いが可能であり、実際にもこの形態でのビジネスを担う業者が既に存在する。

第二種金融商品取引業者については、最低資本金(1,000万円)等の財産規制がある。

【規制緩和】

インターネットを通じて行われる少額のもののみを行う者を「**特例第二種金融商品取引業者**」と位置付け、財産規制等を緩和する。

株式形態



株式形態については、非上場株式の募集又は私募の取扱いが日本証券業協会の自主規制規則により原則禁止されていることなどから、現在基本的に取り扱われていない。

第一種金融商品取引業者については、最低資本金(5,000万円)等の財産規制がある。

【規制緩和】

インターネットを通じて行われる少額のもののみを行う者を「**特例第一種金融商品取引業者**」と位置付け、財産規制等を緩和する。